

厚労省への質問事項(再評価)

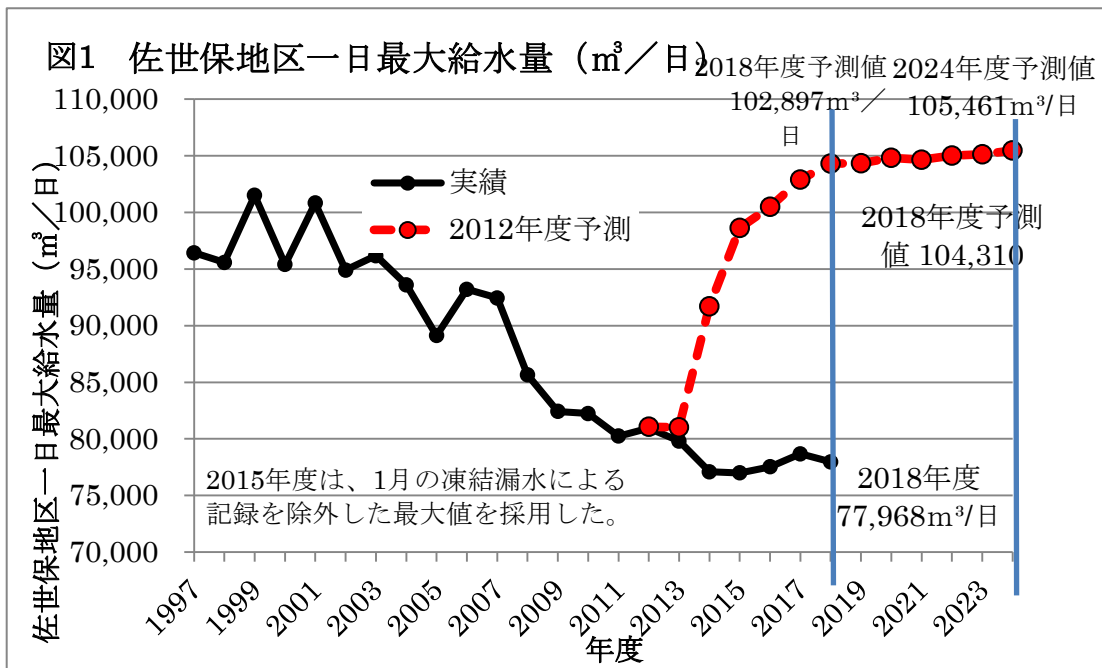
【目次】

厚労省への質問事項(再評価)	1
第一部 佐世保市の再評価について	2
1. はじめに(問題の所在)	2
2. 質問事項	4
1) 2020年再評価の確認 特に、厚労省の関わり	4
① 根拠、趣旨 佐世保市が今回行う再評価は何に基づいて、どういう趣旨で行われるものか。	4
② 期限 その場合、いつまでに作成しなければならないという期限はあるのか。あるならば教えてほしい。	4
③ 佐世保市との面談等	4
④ 厚労省の関わり 以下は、前項の質問で回答済みならば省略いただいて結構。	4
☆ 保有水源について	4
☆ 水需要予測以外の考慮要素について	5
2) 2012年度予測、2020年度予測の検証	6
① 生活用水	6
▪ 厚労省への質問・要請事項	7
② 業務営業用水	7
☆ 業務営業用水小口	7
☆ 厚労省への質問・要請事項	9
☆ 潜在的需要	9
▪ 厚労省への質問・要請事項	9
③ 工場用水	10
☆ 大口造船企業(SSK)	10
▪ 厚労省への質問・要請事項	11
④ 佐世保地区計画一日平均給水量 計画有収率の問題	11
▪ 厚労省への質問・要請事項	11
⑤ 計画一日最大給水量 計画負荷率の問題	11
☆ 統合を含めた計画一日最大給水量	11
▪ 厚労省への質問・要請事項	12
第二部 慣行水利権全面切捨ての是非	13
▪ 厚労省への質問	13

第一部 佐世保市の再評価について

1. はじめに(問題の所在)

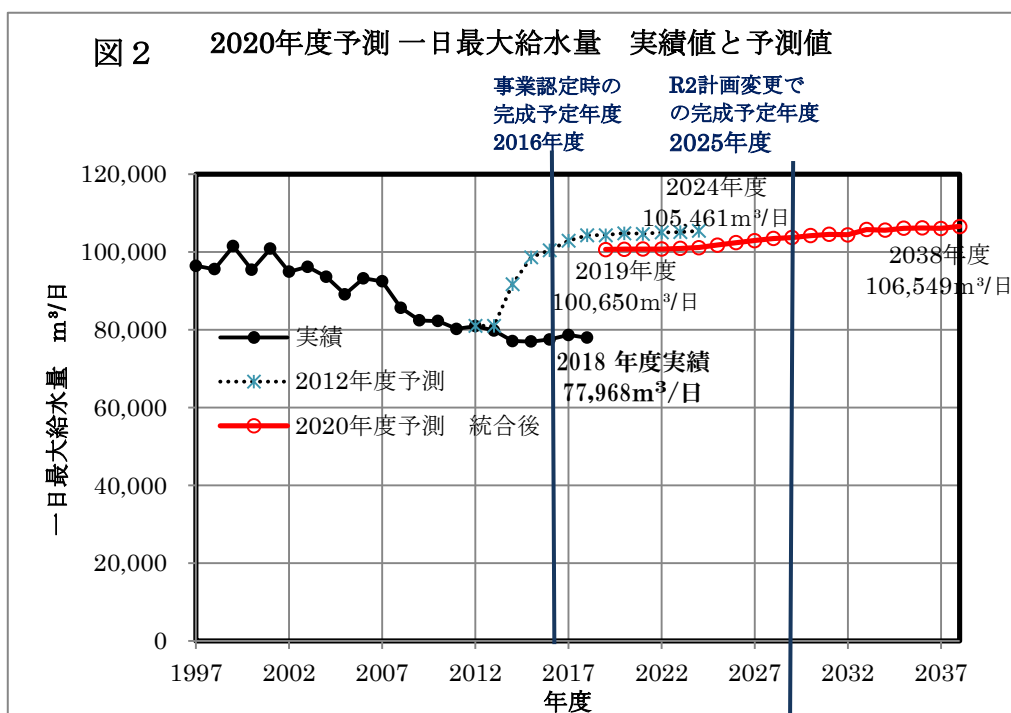
- ① 2020年1月23日、「令和元年度第8回佐世保市上下水道事業経営検討委員会」が開催され、「令和元年度石木ダム建設事業にかかる事業再評価について(第1回)」を審議した。2月6日には「令和元年度石木ダム建設事業にかかる事業再評価について(第2回)」が予定されている。
- ② 佐世保市の直近の再評価は、2012年度になされ、「平成4年から平成23年までの過去20年の実績を使用し、目標年度である平成36年度までを予測し」、[計画1日最大給水量 105,461m³/日]、「一日最大給水量と認可水源(安定水涯) 77,000m³/日を対比させると、目標年度において約40,000m³/日の不足が生じており、この不足水量を石木ダムの水で賄うこととなります。」と厚生労働大臣に報告している。
出典:24佐水事第899号 平成25年3月15日 厚生労働大臣 佐々木憲久殿 佐世保市長 朝長則男「佐世保市水道施設整備事業再評価結果の報告について」5ページ
厚生労働大臣もこれを認めた。
- ③ 「この2012年度再評価は全くでたらめの再評価であり、そのでたらめの水需要予測と保有水源量の過小評価で、石木ダムの必要性を強引に作り上げた」というのが私たちの立場である。そのことは、2012年度水需要予測の予測値と今日までの実測値とが、天と地ほど乖離している事実(図1)と、1/10渇水年とされている2007年度の渇水期間中の日最大給水量を示した12月31日には7万7000m³/日を超える8万4000m³/日の水源を使用できていた事実(情報開示請求による開示)を無視した保有水源量過小評価から、明らかである。



- ④ 今回の水需要予測をきちんと行うのであれば、今後の日最大取水量が1/10渇水年としている2007年度における渇水期間中の日最大使用水源量8万4000m³/

日を超えることはありえず、石木ダムの建設の必要性がないことは明白になると私たちは確信している。

- ⑤ 2020年1月23日、「令和元年度第8回佐世保市上下水道事業経営検討委員会」が開催され、「令和元年度石木ダム建設事業にかかる事業再評価について(第1回)」を審議した。
- ⑥ 2012年度予測の主要項目と当日配布された書類(以下、1/23配付資料と記す)から知れた主要項目を併記する。
1. 目標年度は2024年度 → 2038年度、
 2. 本来の需要=有収水量は75,542m³/日 → 70,307m³/日と5,000m³/日減少
 3. 計画一日平均給水量は84,685m³/日 → 78,894m³/日と6,000m³/日減少、
にもかかわらず、
 4. 計画一日最大給水量は105,461m³/日 → 106,549m³/日と1,000m³/日上昇し
 5. 計画取水量は117000m³/日 → 118,388(m³/日)、
 6. 安定水源は共に77,000m³/日とし、
 7. 計画取水量不足分40,000m³/日の水源開発=石木ダムへの水源開発事業が必要
としている。
- ⑦ 一日最大給水量について、2012年度予測、2020年度予測、実績の動態を図2に示す。
- ⑧ 2020年度予測では一日最大給水量の2018年度実績は約78,000m³/日であるにも



にかかわらず、2019年度には突如22,000m³/日も上昇して約100,000万m³/日に達し、20年後の2038年度には約107,000m³/日になるとしている。2012年度予測とは様相が異なっていることが分かる。2020年度予測で2019年度から突如跳ね上がって始まるのは、2012年度予測と2020年度予測とでは、採用した手法が全く異なっているからである。全く異なった手法で予測を行っても、保有水源が

4万m³/日も不足する、と同じ結論に至っているのであるから、まか不思議とし
か言い様がない。

- ⑨ 無駄な投資を防ぐ、無駄な水源開発のために生活の場を奪ってしまう、という取
り返しのつかない事態を防ぐ、この二つの深刻な危惧を佐世保市水道事業は回避
しなければならない。このことは佐世保市はもちろん、厚生労働省も最重要事項
と認識しているはずである。

2. 質問事項

1) 2020年再評価の確認 特に、厚労省の関わり

① 根拠、趣旨

佐世保市が今回行う再評価は何に基づいて、どういう趣旨で行われるものか。

② 期限

その場合、いつまでに作成しなければならないという期限はあるのか。ある
ならば教えてほしい。

③ 佐世保市との面談等

- 今回の再評価について、佐世保市と厚労省との間で、これまで面談あるいは電話、メ
ール等での連絡(問い合わせ、助言、指導、協議等。以下単に「面談等」という)はされて
いるか。されているならばその時期及び内容を教えてほしい。
- 今後、面談等は予定されているか。予定されているならばその時期及び趣旨を教えて
ほしい。

④ 厚労省の関わり

以下は、前項の質問で回答済みならば省略いただいて結構。

- 現地調査：厚労省において、佐世保市の再評価に関し、現地調査等をするこ
とはないのか。ないのであればその理由は何か。
- 内容の確認：佐世保市の再評価に関し、厚労省は、内容の真正さについて、事
前に確認あるいは問い合わせなどをすることはないのか。ないのであればなぜか。
- 再評価と石木ダムの必要性について

今回の水需要予測で、「予測最終年度の計画取水量が11万7000m³/日と予
測される」とならなければ、石木ダム建設は不要となる。

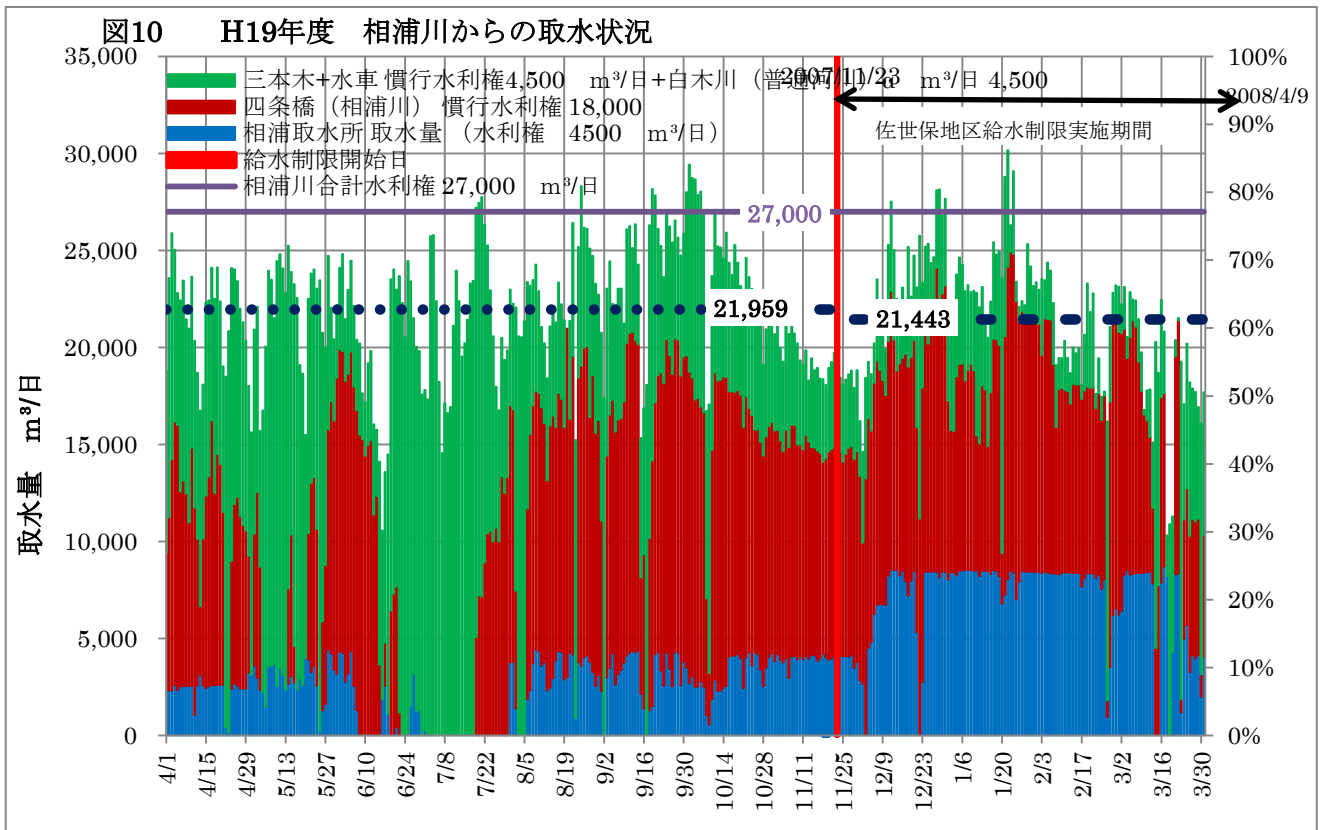
適正に予測すれば、冒頭に述べたように、当然計画取水量は11万7000m³
/日をはるかに下回る予測になると私たちは考えているが、佐世保市が、2012
年度と同様に、慣行水利権水源を不安定水源として切り捨てることが懸念さ
れる。

そこでこの点について以下質問する。

☆ 保有水源について

- 佐世保市は2012年度の再評価で、慣行水利権を不安定水源として切り捨て、安定水
源に切替えようとしているが、厚労省は当該慣行水利権の使用実態を把握しているの
か。

- 佐世保市は各取水所地点の河川流量を測定していない。取水実績だけで不安定水源としている。その説明として、1ヶ月にわたって慣行水利権に基づく四条橋取水所の取水量がゼロであったことをあげている。
- しかしその実態は、図10に示すように、2007年7月は、最上流に位置している三本木取水所(緑色)のみからその水利権 4,500m³/日を大幅に超過した2万m³/日程度を取水していた。この間は、四条橋取水所と、佐世保市が安定水利権としている相浦川取水所からの取水量もゼロであった。これは、三本木取水所は上流部にあり、三本木取水所から引き入れている浄水場へはポンプを使うことなく自然落下で浄水場へ導水されていることから、三本木取水所から浄水場への導水には電気代が全くかからないという大きなメリットがあることを活かした佐世保水道現場の運用なのである。
- 佐世保市は現場の省エネルギーを重視した運用を知ることなく、この現象を以て、相浦川取水所も同様であったにもかかわらず、「四条橋取水所は1ヶ月以上取水量ゼロで不安定な水利権」としたのである。この事実を厚労省は把握しているのか。



- 複数の取水所を持つ水道事業者は、ある取水地点の取水量をその地点の流量によってのみ決めるものではなく、その日その日の諸状況を踏まえて「どの取水地点からどの程度取水するのか」を決めている。ある取水所の取水量だけをとりえて、その地点の流量を見ることなしに、「不安定水源」とすることは大きな誤りである。
 佐世保市が、取水所の流量を測定することなしに「不安定水源」とし、さらに「安定水源に切替える」としていることについて、厚労省の見解を示されたい。

☆ 水需要予測以外の考慮要素について

- 数十年に一度程度の渇水対策として、石木ダムを建設することは、ダムの補助金制度の趣旨に反し、**かかるダムは補助の対象にならないと考えるがいかがか。**

2) 2012年度予測、2020年度予測の検証

2012年度水需要予測の予測値と今日までの実測値とが、天と地ほど乖離している事実は図1が示す通りである。しかし厚労省は佐世保市とともに、「供給が需要を満たせないことがないように施設整備をしなければならない。水不足を防ぐためにおこなう需要予測は余裕を見込んでなすものであるから、実績を上回るのは当然のことで問題ない」としてきた。

計画有収率は漏水をなくすための努力目標であるから、水源不足という佐世保水道は漏水防止に努めて、2020年の再評価では計画有収率を福岡市や松山市など保有水源不足と取組んできた事業者がすでに達成している95%に据えるのが当然であるが、2038年度の計画有収率を89.4%としている。

佐世保市は2020年度再評価において、2038年度の計画一日平均給水量は明記されていないが78,894m³/日(有収率=89.1%)、一日最大給水量107,000m³/日としているから、結果的に計画負荷率を73.7%としたことになる。水の使い方が全国的に安定化して負荷率90%台が多くなっている。佐世保市も佐世保地区の負荷率を何も20年前の最低値80.3%を採用する必然性はなく、過去10年の実績からその最低値88.0%を採用することで足りるのである。

現実離れた需要予測と保有水源の過小評価に基づいて石木ダムへの水源開発事業を推進することは、水道法第1条に示されている3原則「清浄にして豊富低廉な水の供給」の一つ、「低廉」を無視することにつながる。必要以上の施設整備は結果として「過大投資」を招く。実際、ダム等に水源開発はしたものの、水需要の低迷で、起債償還もしくは事業費の負担に四苦八苦している自治体が多いのが事実である。

佐世保市の石木ダムへの水源開発事業とそれに関連した水道施設整備事業も「過大投資」の結果となることは必然である、と私たちは警告を発してきた。

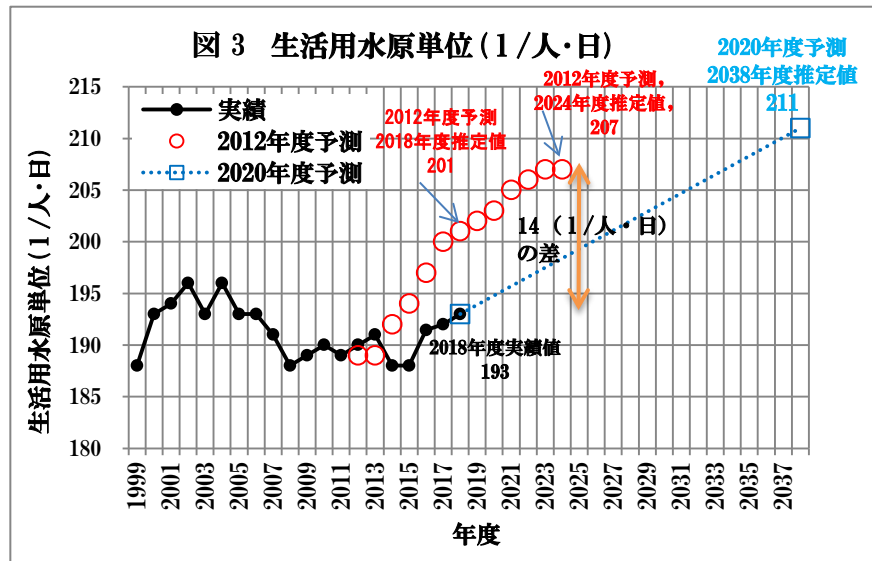
2012年度予測がその後の実績と大きく乖離していることについて、「予測が実績を上回るのは当然」と思考を停止するのではなく、2012年度予測が実績を大きく上回った要因を明らかにし、2020年度予測に活かす必要がある。

現在進行している佐世保市による再評価と関連させて、以下、記す。

① 生活用水

- 佐世保市は生活用水を、生活用水原単位を算出し、それに給水人口を乗じて算出している。
- 佐世保市は、2012年度予測において、「佐世保市民は節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため、増加傾向になっている。」と理由をつけて、生活用水原単位が2024年度には207(L/人・日)なる、と予測した。
- 2020年予測においても2012年度予測を踏襲して、2038年度には佐世保地区の生活用水原単位は211(L/人・日)になるとしている。

- しかし 1997 年度から 2018 年度までの実績は、図3に示すように、佐世保市の思惑が外れた状況を呈している。2020 年度予測では、佐世保市が毎年の予測値(推定値)を明



らかにしていないので、図3に年度ごとの推定値を書き込むことができない。

- 生活用水原単位について、当方は訴訟過程で、佐世保市の主張(①渇水のたびに、その原単位が減少している。渇水がなくなれば、全国の都市の平均に向かって徐々に回復する。②渇水時以外は、節水どころではなく、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため増加傾向になっている。など)について、すべて事実を無視した作り事ではないことを示してきた。節水機器の普及が進んでいる現在、生活用水原単位がこれから、佐世保市の予測のように上昇することはありえない。

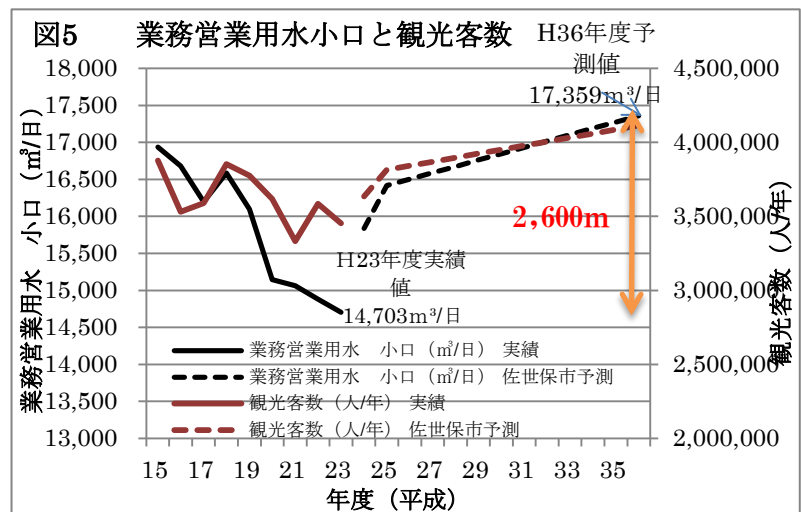
● 厚労省への質問・要請事項

- 2024 年度までに生活用水原単位が 207(1/人・日)にまで、あと 14(1/人・日)も上昇すると厚労省が認めるのであれば、その具体的根拠を示されたい。
- 佐世保市は、生活用水原単位が 190L/人・日程度である理由を調査することなく、「渇水経験による節水で、受忍限界を超えている」として、水需要増加の要因の一つとして扱っている。佐世保市は、生活用水原単位の上昇を石木ダム事業の必要性の一つに挙げるのであれば、生活用水の使われ方についてその実態を調査して確認する必要がある。厚労省は佐世保市とこの問題について協議したことはあるのか。

② 業務営業用水

☆ 業務営業用水小口

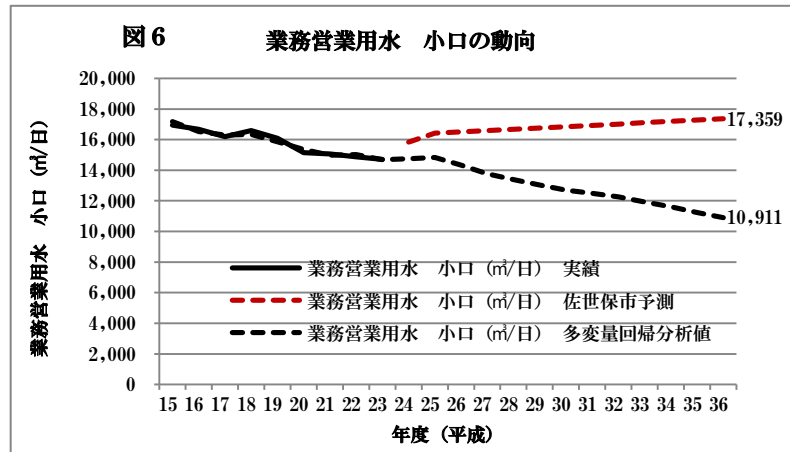
- 2012 年度予測では、佐世保市は業務営業用水は観光客数と相関があり、今後、観光客数の増加に伴って、業務営業用



水小口の需要が増加し続けると予測している。図5

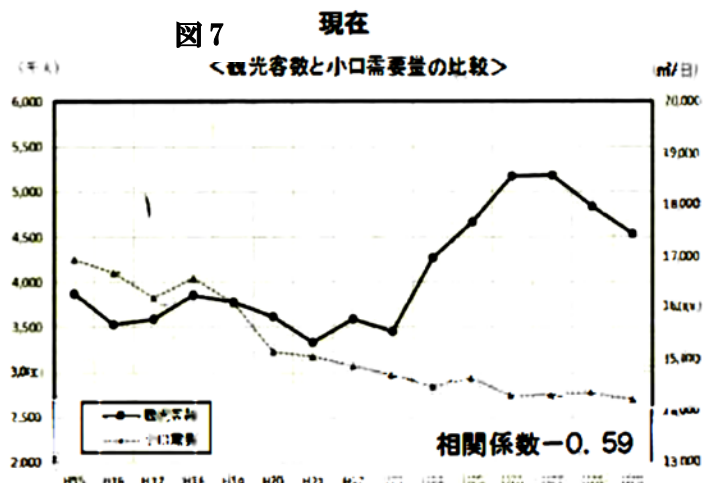
- ・ 業務営業用水小口実績と観光客数実績に相関がある、と佐世保市は言っているが、図5の業務営業用水小口実績(—)と観光客数実績(—)を見比べると、かなり異なった動きをしていることが分かる。
- ・ 当方は、①相関はさして高くはないこと、②業務営業用水小口は観光客のみならず市内給水区域の人々が利用しているのであるから、観光客数との関係だけで需要予測を行うことは間違いである、と指摘してきた。
- ・ 図6は、業務営業用水の動向について、観光客数と共に給水人口とで説明した場合の

計算値(多変量回帰分析値)と、実績値および予測値の動向をグラフに示した図である。ここで使用した観光客数と給水人口の実績値および予測値は佐世保市が2012年度予測で用いた数値である。



- ・ 図6を見ると、平成15年度から平成23年度までの業務営業用水の実績値(—)と多変量回帰分析値(⋯)がピッタリと重なっている。極めてよく一致している(=相関が極めて高い)のである。統計学用語で表現すると、観光客数と給水人口で業務営業用水について95%説明できていることが分かった。その結果、平成36年度の業務営業用水予測値は約10,900m³/日でH23年度実績値約14,700m³/日より4,000m³/日も減少する値であった。佐世保市はH36年度には17,400m³/日に達すると、H23年度実績値約14,700m³/日より2,600m³/日以上も上昇するとしていた。

- ・ 2020年予測では、1/23配付資料の12ページに「観光客数と小口需要量の比較」として、H15年度(2003年度)以降H29年度(2017年度)までの観光客数と小口需要量の経年変化図(右図7)が掲載され、「前回推計時点では相関係数0.68と一定の相関がありました。平成30年度までの実績が追加されたことにより相関関係が確認されなくなったことから、現在の実績傾向に対して前回の推計手法を用いることはできません。そのため、より細分化して精度を高めた推計手法を



検討する必要があります。」

- ・ 観光客数が増加して大きな山を形成しても、小口需要は下降が続いていたのである。
- ・ すなわち、2012年度予測における業務営業用水小口の需要実績は、私たちが訴訟過程を通じて主張してきた通りの経過を示したのであるから、2012年度の業務営業用水小口の需要予測は算出した手法の過ちであり、十分予見可能なことであった。
- ・ 2020年度予測では、1/23配付資料13ページにおいて、「ハウステンボスは特に大型の観光施設であり、テーマパークとして他とは独立した水使用形態を有しています。よって、今回、細分化した推計の検討を行なうにあたり、基地関係施設、ハウステンボス、その他の業務・営業用水の3つ分け、各々の水使用特性に応じた推計を行ないます。」
「他の水使用と合わせた画一的な推計によらず、ハウステンボス個別の推計を行ない」としている。
- ・ 2020年度予測では「観光客数の増加が見込まれるので、業務営業用水小口使用量が増加する現象は生じなかった」と認め、「個別推計にあたっては、使用水量の変動が著しいことから、一日最大給水量の推計にあたっては個別に推計したのちに合算することが適切な推計方法と考えられます。」として個別に計画負荷率を設定して計画年間一日最大消費量を設定している。

ハウステンボス 負荷率実績	
H28	22.1%
H29	26.5%
H30	23.9%

計画負荷率は左表の最低値 22.1%を採用し、一日最大給水量は 2,708m³/日としている。年間の一日平均給水量は 598 m³/日、一日平均使用水量は 535m³/日としていたことになる。一日平均使用水量は 535m³/日なのに、一日最大給水量は 2,708m³/日と五倍近い水量の水源をハウステンボスのために用意することになっているのだから、実に恐ろしい。

☆ 厚労省への質問・要請事項

- ・ 2012年度予測で佐世保市は「業務営業用水小口使用量は観光客数と相関がある。観光客数が増える見込みなので小口使用量は増加する」としていた。
当方の「観光客数だけではなく、給水人口も考慮に入れなければならない」とした指摘を厚労省も受入れなかった。
佐世保市が「(2020年予測では)小口使用量は観光客数との相関は使えない」としているが、厚労省の見解を示されたい。
- ・ 佐世保市は、一日平均使用水量は 535m³/日なのに、一日最大給水量は 2,708m³/日と五倍近い水量の水源をハウステンボスのために別枠で用意している。これは明らかに一企業を優遇することになり、水道事業者としての役割を逸脱している。
佐世保市に対して、「このような特定企業優遇になる特別枠設定は不適當である」旨、協議することを求める。

☆ 潜在的な需要

- ・ 2020年予測では、「地下水の水質汚染や枯渇等が生じた際に、急に水道水に転換するリスク」と称して、専用水道が水源として利用している地下水量を業務営業用水の需要に組み入れている。
- 厚労省への質問・要請事項

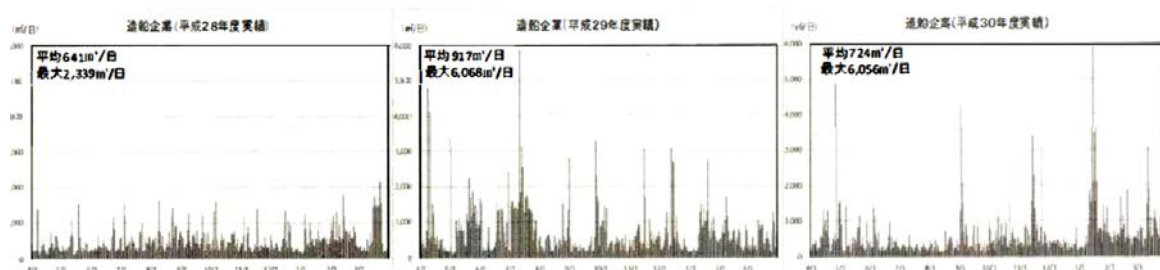
- 上記の考え方は、①最も身近、②水質が清浄、③水温が一定で扱いやすい、という最上の水道水源を永続的に利用できる施策を講ずる行政の義務放棄でしかない。
- 厚労省は佐世保市に対して、「工場用水も含め、全地下水量約 3,500m³/日を潜在需要として扱うのではなく、水道水源として最上級の地下水を永続的に保存・活用する方針を確立すること」を勧められたい。

③ 工場用水

☆ 大口造船企業（SSK）

- 2012 年度予測では、SSKの「業務内容を見直し、修繕船の割合を倍増する」とした事業計画変更を「修繕船の受入数が倍増する」と誤解したまま需要予測を行い、「一日に2隻の受け入れることがある」前提とし、さらに、「最大値に対応できるようにするのが水道事業者の役割」「よって、一日2隻の受け入れで必要とする水量をSSKの一日平均使用水量と設定する」として、SSKの一日平均使用水量を過去20年間の実績平均値1,610m³/日から一挙に5,690m³/日へ引き上げて設定した。
- 当方は、「SSKの事業計画変更は、全体の売上額低下にストップをかけるために、業務内容の見直しを行い、修繕事業の割合を二倍にするだけで、修繕事業の売上目標は83億円から100億円に設定されている」「よって、修繕事業の受入れ隻数が倍増することはあり得ない」「同日2隻ドックインがあるとしてもその回数は少ない」「少ないケースである同日2隻ドックインの一日使用水量を一日平均使用水量として扱う必要はない。その振れ幅は、全体の負荷率に反映されている」と指摘してきた。

図8 大口造船企業の実績



- 2020年度の再評価では、1/23 配付資料 21 ページにSSKの毎日の水使用量グラフ(下の図8)を掲載し、一日使用水量の振れ幅が大きいことを示した。図8から、2016、2017、2018年度の日平均使用水量はそれぞれ641m³/日、917m³/日、724m³/日でしかないことも分かる。
- 佐世保市は、大口造船企業の水使用の扱いについて、1/23 資料 21 ページに、「一日平均使用水量と一日最大使用水量の変動幅が著しく、また、他の一般の水使用とことなり規則性のないアトランダムな大量使用が生じています。そのため、ハウステンボスと同様に、精度の高い推計とするため、一日最大給水量の推計は個別に行うことが適切と考えられます。」と、特別扱い枠を設けている。右の負荷率実績値から最低値13.6%を大口

大口造船企業 負荷率	
H28	31.6%
H29	17.6%
H30	13.6%

造船企業の計画負荷率とし、計画一日最大給水量を 5,996m³/日としている。逆算すると、計画日平均給水量は 815m³/日、計画日使用水量は 729m³/日となる。

● 厚労省への質問・要請事項

- ・ 佐世保市は、大口造船企業(SSK)の計画一日平均使用水量が 729m³/日とし、計画一日最大給水量は 5,996m³/日と 8 倍もの水源を大口造船企業のために別枠で用意するとしている。
- ・ 佐世保市に対して、「このような特定企業優遇になる特別枠設定は不相当である」旨、協議することを求める。

④ 佐世保地区計画一日平均給水量 計画有収率の問題

- ・ 佐世保市は2012年度予測では目標年度2024年度の計画有収率を 89.2%としている。2020年度予測では、目標年度2038 年度の計画有収率を 89.4%としている。
- ・ なお、2020年度予測における2024年度の有収率は 88.0%になり、2012 年度予測より 1.2 ポイントも低い。2018 年度実績値は 87.8%でしかない。
- ・ 平成 29 年度(2017 年度)水道事業ガイドライン(JWWA Q 100)に基づく業務指標公表値調査結果によれば、99 水道事業体の半数 45 事業体はすでに有収率 92.8%を達成している。99 水道事業体の平均値は 90.6%である。
- ・ 水源開発を必要としていた福岡市・松山市を初めとして、19/99 団体はすでに 95%を達成している。
- ・ 「石木ダムに水源開発を必要」としている佐世保市が R20 年度(2038 年度)の有収率を 89.4%としていることは、あまりに有収率に関する自己努力をかまけていると言わざるを得ない。漏水防止対策を軽んじているのである。新規水源必要は、可及的速やかに有収率 92.8%を達成し、95%を達成できる見通しがついてからで遅くない。

● 厚労省への質問・要請事項

- ・ 「可及的速やかに有収率 92.8%を達成し、計画有収率 95%とした上で、新規水源開発の必要性を判断するように」と、佐世保市と協議することを厚労省に求める。

⑤ 計画一日最大給水量 計画負荷率の問題

☆ 統合を含めた計画一日最大給水量

- ・ 1/23 配付資料 50 ページに、2020 年再評価の目標年度としている 2038 年度(令和 20 年度)の「統合を含めた計画一日最大給水量」の表が掲載されている。
- ・ その表の列見出しを下に転載する。

年度	統合			
	佐世保地区m ³ /日	小佐々 m ³ /日	鹿町 m ³ /日	合計 m ³ /日

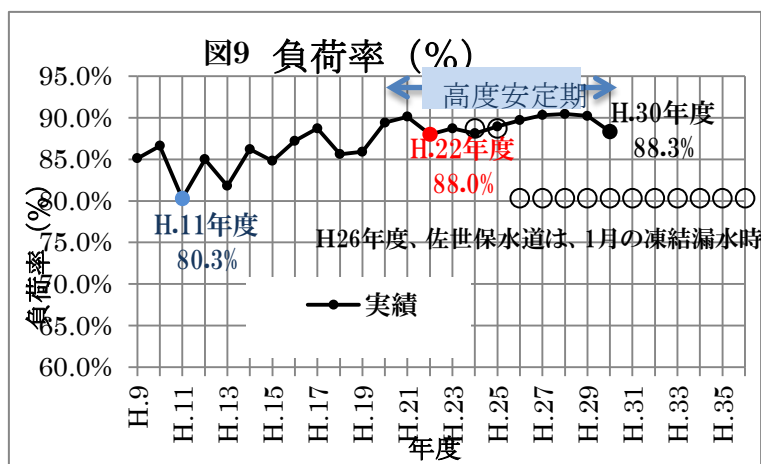
- ・ 佐世保地区、小佐々地区、鹿町地区それぞれの計画一日最大給水量を合計して「統合を含めた計画一日最大給水量」としている。
- ・ 佐世保地区の計画一日最大給水量は、ハウステンボス、大規模造船企業(=SSK)それぞれの計画一日最大給水量と、二企業を除いた佐世保地区の計画一日最大給水量とを合計した値を採用している。

- 小佐々地区の計画一日最大給水量は、小佐々上水道と小佐々簡易水道それぞれの計画一日最大給水量を合計した値を採用している。
- すなわち、統合を含めた計画一日最大給水量は、
 - 「ハウステンボスと大規模造船企業（＝SSK）を除いた佐世保地区の計画一日最大給水量」、
 - 「ハウステンボスの計画一日最大給水量」、
 - 「大規模造船企業（SSK）の計画一日最大給水量」、
 - 「小佐々地区上水道の計画一日最大給水量」（統合率考慮）、
 - 「小佐々地区簡易水道の計画一日最大給水量」（統合率考慮）、
 - 「鹿町地区の計画一日最大給水量」
 以上、6区分の合計からなっている。
- その結果として、2018年度の「統合を含めた計画一日最大給水量」は106,549m³/日になり(1/23 配付資料 50 ページ)、「統合を含めた一日平均給水量」は78,894m³/日(1/23 配付資料中の各一日平均給水量を合計)であるから、「統合を含めた負荷率」は74.0%という小さな値になってしまっている。
- 6区分の合計からなる、ということは、「6区分それぞれの一日最大給水量記録日がすべて同一日」、と言うことになる。同一日でなければ、その合計値を「統合を含めた計画一日最大給水量」と呼べないからである。
- 「統合を含めた計画一日最大給水量」は、その給水区域の日々の給水量を合計して「統合を含めた一日給水量」とし、その一年分から最大値を選ぶしかない。

● 厚労省への質問・要請事項

- ①6区分各々の計画一日最大給水量を合計した値を以て「統合を含めた計画一日最大給水量」とすることは、「6区分すべての計画一日最大給水量が同一日に記録されていることになる」こと、②「統合を含めた計画年間一日最大給水量」は、その給水区域の負荷率を算出したうえで、計画一日平均給水量を除して設定するように佐世保市に伝えること。
- 2020年度予測で佐世保地区を3つに分けているが、「佐世保地区の負荷率実績がH28, 29, 30年度に、ことさら(たとえば85%台)低下した」という現象は見られていない。

- 佐世保水道の負荷率は図9が示すように、H20年度から安定期に入り、その後の最低値はH22年度の88.0%である。
- 設定負荷率は、高度安定化している10年前からの最低値であるH22年度の88.0%を採用するように、佐世保市に提案すること。



第2部 慣行水利権全面切捨ての是非

「佐世保市は、1/10 渇水年に対応できていない」＝「認可水源としての資格を満たさない」を理由として、慣行水利権すべてを切捨てるとしている。

当方は、第一部・2 質問事項・1) 2020 年再評価の確認・●再評価と石木ダムの必要性について の項で、慣行水利権水源を「不安定水源」として切り捨てることの間違いを指摘した。ここではそれらの指摘に基づいて、厚労省の見解を質す。

● 厚労省への質問

- ・ 「1/10 渇水年に対応できていない慣行水利権水源は認可水源として認めない」とする規定はあるのか。
- ・ そのような事例はあるのか。
- ・ 「1/10 渇水年に対応できていない慣行水利権水源」を認可水源と申請するには水利権水量を見直すことで足りるはず。それとも切り捨てるしかないのか。
- ・ 2007 年度渇水における慣行水利権水源の取水前流量は測定していない。「2007 年度に1ヶ月も取水で来ていなかった」としている慣行水利権水源があるが、「流量がなくて取水できなかった」という証拠をつかんでいるのか。
- ・ 佐世保市が石木ダム開発水を給水区域とする水道事業で用いている全水源について『『水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版)』2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類』に準じて届出ているはずである。そのなかで、慣行水利権についてどのように届出がされているのか明らかにされたい。その変更があればそのすべてを明らかにされたい。
- ・ 予備水源として届け出がされているのであれば、日常的に長年使用しているにも関わらず、厚労省水道課がそれら予備水源扱いの慣行水利権水源を認可水源として申請するように佐世保市を指導してこなかった理由について明らかにされたい。
- ・ 「2007 年度に1ヶ月も取水できていなかった」としている慣行水利権水源があるとしているが、取水地点の流量が少なくて取水できなかったことを確認しているのか？ 確認しているのであれば、その流量を示されたい。(取水量ではなく、取水地点の流量が問題である)
- ・ 以上の状況であるにもかかわらず、慣行水利権を切捨てることを厚労省が「是」とするのであれば、「佐世保市の故なき財産放棄」を厚労省が認めることになるが、見解を示されたい。